

## 第6章 火災予防について

火災予防は、市民の皆様の防火に対する意識を高めて、火災の発生を未然に防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐ事を目的としています。

防災機関や自主防災組織などの行なう消火訓練や起震車による地震体験、応急手当講習会などの防災に関する行事には、積極的に参加しましょう。

### 1 主な出火原因

#### (1) 放火・放火の疑い

深夜の車庫や階段、玄関などの紙くずや新聞、共同住宅の共用部分に置かれた可燃物や、ごみの収集日以前に出されたごみ類が狙われやすいです。



#### (2) こんろ

こんろが原因となった火災の大半が油の入った鍋からの出火であり、ちょっと目を離したすきに油は過熱して発火します。その場を離れる時は、必ずスイッチを切るようにしましょう。



#### (3) たばこ

たばこの火災で怖いのは、無炎燃焼を続け、着火後、数時間経って燃え出すまで、気がつかず手遅れになることです。



(4) たき火

たき火は、周囲に燃え移ったり、火の粉の飛び火などで思わぬ所で火災を発生させるので要注意です。



(5) 火遊び

発火源の大半がマッチやライターであり、好奇心旺盛な子どもたちのちよつとしたいたずらでも十分に火災に繋がるので要注意です。



(6) 電気配線

日常何気なしに使っている電気製品からの出火原因には使用方法の誤りや、コンセント付近のホコリや水分があります。



(7) ストーブ

ストーブを使用したままでの給油や衣類、布団への着火などが主な出火原因です。



## 2 火災予防の7つのポイント

### (1) 家の周り等に燃えやすい物を置かない！

放火による火災を防ぐために、ごみは指定された場所へ指定された収集日に出しましょう。また、夜にごみを出さないようにしましょう。

不審者が容易に敷地内に侵入できないような工夫やオートバイ等のボディカバーは、防災性能を有する物を使用するなどの予防をしましょう。

### (2) 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない！

ちょっとした火の不始末や不注意で火災は発生します。

たばこ等のような微小火源であっても中心温度は800℃にもなっているため、非常に危険です。日常における吸殻の処理方法を考えましょう。

初期消火後、綿花などの燃え残りは、再燃する可能性があるため、十分な注意が必要です。

### (3) 天ぷらを揚げる時は、その場を離れない！

サラダ油等は、加熱から発火するまでの時間が短く、少しぐらいと思って離れている間に、出火に至ることが多いため、その場を離れる場合は、必ず火は一旦消しましょう。(天ぷらの発火温度は、330℃～380℃。加熱した状態で、およそ20分～30分で発火するといわれています。)

初期消火で慌てて水をかけるのは厳禁！消火器が身近になれば、濡らした大きめのタオルやシーツを硬く絞り、手前から掛け、空気を遮断して消火しましょう。

### (4) たき火はやめましょう！

春日井市では、ドラム缶などの簡易焼却炉による焼却行為や野焼きを禁止しています。燃やせるごみや落葉、雑草などは、焼却せずに「ごみ・資源出し方便利帳」に従い処分しましょう。

### (5) 子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない！

マッチ、ライター、ロウソクを子どもの視界に入れなかったり、手の届くところに置かないようにし、日頃から火の恐ろしさを教えておきましょう。

(6) 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない！

配線やコードの点検をして、コンセントや差込みプラグの掃除を行いましょう。また、コンセントとプラグに緩みやたこ足配線で、許容電流以上の電流が流れると発熱し、火災の原因になるので、今一度確認を行いましょう。

初期消火で、いきなり水をかけると感電の危険性が高いため、プラグをコンセントから抜いて（配電ブレーカーも切る）から消火しましょう。

(7) ストープには、燃えやすい物を近づけない！

火をつけたままの給油は危険なので、給油は火を消して行いましょう。また、洗濯物を乾燥するため、ストーブの上方、前方には干さないようにしましょう。電気ストーブやハロゲンヒーターも同様です。（取扱い説明書記載以外の使用方法はやめましょう。）

### 3 住宅防火対策

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

##### － 3つの習慣・4つの対策－

###### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



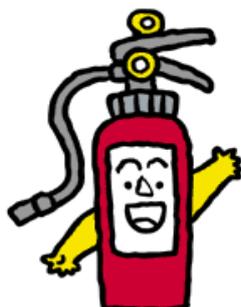
###### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器を  
取り付けましょう。



各部屋に住宅用消火器を  
設置しましょう。



防災品のキッチンウェア  
を使いましょう。



お年寄りや体の不自由な人を守るために、ご近所での協力体制を作りましょう

## 4 初期消火について

万が一、火災が発生してしまった場合、被害を最小限に抑えるためには炎が大きくなる前に消火することがとても大切です。

初期消火に最も適した手段は消火器で、数々の火災現場においても被害の拡大防止に活躍しています。

しかし、「簡単に使えるし、簡単に消せるだろう」と安易に考えている人ほど、実際に火災の場面に直面すると、消火器が何処にあるのかわからなかったり、消火器の使用方法がわからなかったりする人が多いのが実状です。

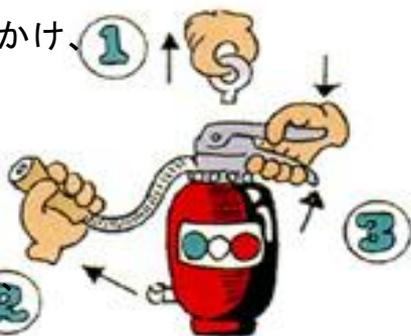
そのため、消火訓練などに積極的に参加して日頃から消火の知識を習得し、消火器などの使い方も慣れておくことが必要です。

### (1) 消火器の正しい使い方

- ① 安全ピンに指をかけ、上に引き抜く

- ② ホースを外して火元に向ける

- ③ レバーを強く握って噴射する。



### (2) 消火器の注意点

火炎にまともに正対しないようにし、風上から消火に当たしましょう。燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、炎の根元を掃くように左右に振り、全体を包むように消火しましょう。

(例) てんぷら鍋から出火した場合の消火方法



### (3) 初期消火の目安

初期消火活動を行える時間としては、出火してから炎が背丈ほどの高さまでの火災です。これを過ぎると危険をとまなう火災となるので、すぐ避難を開始し、119番通報を行いましょう。

## 5 街頭消火器について

春日井市では震災時の火災対策の一環として、市民による初期消火活動を目的として、近隣者が容易に使用できる様に、出来る限り道路に面した屋外に街頭消火器を設置しています。

設置本数については、市内全域に10世帯～15世帯に1本の割合で街頭消火器を配置しています。

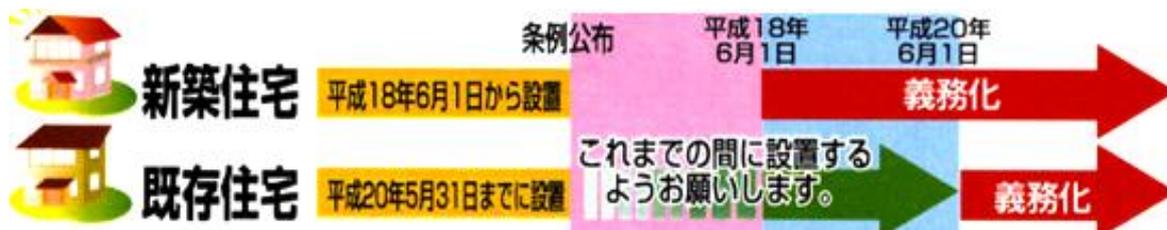
(市内設置本数 8,710本 平成20年12月31日現在)

## 6 住宅用火災警報器について

消防法及び春日井市火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となりました。

新築住宅は、平成18年6月1日から設置が必要となりました。

既存住宅は、平成20年6月1日から設置が必要となりました。



### (1) なぜ、設置が必要なの？

住宅火災による死者が平成15年に17年ぶりに1,000人を超え、その過半数を高齢者が占めていることに加え、今後においても高齢化の進行が予想されることから全国一律に義務化されました。

### (2) 住宅用火災警報器ってどんなものなの？

火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、住宅内にいる人に対して警報ブザーや音声により火災の発生を知らせるものです。

住宅用火災警報器には、煙で反応する「煙式」と熱によって反応する「熱式」があり、春日井市においては「煙式」の設置を条例で定めています。また住宅火災警報器の電源には、電池を使う「電池式」と家庭用電源（AC100V）を使う「交流電源式」があり、家電販売店やホームセンターなどで販売されています。



#### 豆知識

- ・電池式は、電池の寿命年数（1年～10年）によって価格が違います。
- ・交流電源式は、配線工事が必要な場合があります。

### (3) どんな住宅のどの部屋に設置するの？

ア 寝室・・・天井または壁に設置します。普段、就寝している部屋のこと、主寝室のほか、子供部屋の寝室なども含まれます。

イ 階段・・・寝室のある階の階段の踊り場の天井または壁に設置します。

ウ 台所・・・天井または壁に設置します。

※ 子ども部屋を寝室として使用する場合にも設置が必要です。

## 7 住宅用火災警報器等の奏功事例

住宅用火災警報器の設置により、前年の8件を大幅に上回り、平成20年中に奏功事例は59件ありました。主な奏功事例を表6-7-1 平成20年中の主な住宅用火災警報器の奏功事例に表しました。鍋をコンロに掛けた状態で放置していた事例が44件と最も多く、警報音が鳴ったことにより、いち早く気づき、火災に至りませんでした。

## 8 住宅用火災警報器等が必要であった火災

平成20年中に発生した建物火災54件のうち住宅用火災警報器が設置してあれば被害が軽減できたと思われる住宅火災は、表6-8-1 平成20年中の住宅用火災警報器が必要であった火災一覧に表した20件になります。焼損状況を見ると、全焼4件、部分焼6件、ぼやが10件となっており、もしも住宅用火災警報器が設置してあれば、焼損状況はもっと抑えられたかも知れない・・・と悔やまれます。

留守中はともかく、在宅していればきっと警報音が知らせてくれる住宅用火災警報器は、皆さんの命だけでなく、大切な財産を守る一助となってくれるでしょう。

### 《悪質業者にご注意を！》

消火器と同様に悪質な訪問販売や点検をする業者に十分注意してください！

消防署など公共機関の職員が訪問して、住宅用火災警報器を販売することはありません！

「おかしいな？」と思ったら、購入やサインをする前に最寄りの消防署、各出張所にお問い合わせください。

連絡・お問い合わせ先		
消 防 本 部	鳥居松町5丁目44番地	82-0119・85-6391
消 防 署	梅ヶ坪町109番地1	81-2219
東 出 張 所	藤山台10丁目3番地	92-6251
西 出 張 所	美濃町1丁目123番地	31-4270
南 出 張 所	下条町3丁目6番地2	83-9119
北 出 張 所	田楽町1290番地	32-3111
高蔵寺出張所	高蔵寺町3丁目2番地1	51-1515